

八代市

Yatsushiro City



おくやみ ハンドブック

「おくやみコーナー」をご利用ください

ご遺族のために市役所で行うさまざまな手続きがスムーズに行えるよう、職員が必要書類の作成補助や各窓口等のご案内をさせていただきます。おくやみコーナーは八代市役所本庁のみですが、各支所でもお手続きは可能です。

完全予約制

手続きにかかる時間短縮のため、
電話予約制を行っています。



予約電話番号：**0965-33-4670**

予約受付時間：平日 午前8時30分～午後4時30分

※前日までにご予約をお願いします。

<所在地>

八代市松江城町1番25号（八代市役所 市民課内）

ご遺族の方へ

ご家族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

八代市では、市役所を中心としたお亡くなりに伴う諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

事前準備について

八代市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

1ページの「おくやみコーナーを利用される方へ」をご確認ください。



STEP 2

おくやみコーナーの予約（☎ 0965-33-4670）

おくやみコーナーをご利用される場合は、お電話にてご予約ください。また、Step1でご不明な点等ございましたら、ご予約時にお問い合わせください。



STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、八代市役所おくやみコーナーへお越しください。

| | |
|----------------------------------|------|
| おくやみコーナーを利用される方へ | P.1 |
| 市役所での主な手続き | |
| 世帯主の変更、印鑑登録証、住基カード | P.2 |
| マイナンバーカード、国民年金 | P.3 |
| 農業者年金 | P.5 |
| 国民健康保険 | P.6 |
| 後期高齢者医療保険 | P.7 |
| 介護保険 | P.8 |
| 緊急通報・配食サービス、障がい者 | P.9 |
| 軽自動車税 | P.12 |
| 固定資産税 | P.13 |
| 納税 | P.14 |
| 上水道、簡易水道 | P.15 |
| 下水道、浄化槽・農業集落排水 | P.16 |
| 市営住宅 | P.17 |
| 空き家、農地 | P.18 |
| 森林、犬 | P.19 |
| 八代市営墓地、児童手当 | P.20 |
| こども医療費助成、ひとり親家庭 | P.21 |
| 保育園 | P.23 |
| 市役所以外での一般的な手続き | |
| 亡くなられた方が個人事業主もしくは法人等に雇用されていた | P.24 |
| 亡くなられた方が個人事業主だった場合 | P.25 |
| 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト | P.26 |
| 相続に関する手続きチェックリスト | P.28 |
| ご遺族メモ / 家系図 | P.29 |
| ご遺族メモ / 故人の財産について | P.30 |
| 相続登記について | P.31 |
| 証明書・戸籍謄抄本等を取得される方へ | |
| 住民票（除票）の写し | P.32 |
| 戸籍謄本・抄本等 | P.33 |
| 戸籍の附票、死亡届の写し（死亡届記載事項証明書）、印鑑登録証明書 | P.34 |
| 委任状 | P.35 |
| 郵便での戸籍謄抄本等の請求方法 | P.37 |
| 戸籍関係書類請求書（郵便請求用） | P.38 |
| 庁舎内案内図 | P.39 |
| 各支所へのお問い合わせ | P.40 |

おくやみコーナーを利用される方へ

おくやみコーナーにお越しの際は、以下のものをお持ちください。

ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳等
- 認印（※相続人代表者及び喪主の方、並びに窓口にお越しいただく方のもの）
- 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

亡くなられた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

世帯主の変更

世帯主が亡くなられた方

主な手続き：世帯主変更

必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類

世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について職員から確認させていただきます。なお、同世帯員でない場合は委任状が必要になります。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

印鑑登録証

印鑑登録をされていた方

主な手続き：返納または廃棄

必要なもの

- ・印鑑登録証または八代市証明書交付カード（ガメさんカード）

お亡くなりと同時に廃止のため、印鑑登録証明書は発行できません。個人情報が入ったものではありませんので、自宅で廃棄されてもかまいません。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

住基カード

住民基本台帳カードをお持ちだった方

主な手続き：返納不要

必要なもの

- ・なし

お亡くなりと同時に使用できなくなります。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちだった方

主な手続き：返納不要

必要なもの

・なし

お亡くなりと同時に使用できなくなります。

死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。

※通知カードについても同様です。

※不要になられましたらご自身で破棄されるか、希望すれば窓口
に返却することもできます。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

国民年金

国民年金・厚生年金を受給していた方

主な手続き：死亡届

必要なもの

- ・亡くなられた方の年金証書
- ・亡くなられた方の死亡の事実がわかる書類(死亡診断書の写し等)
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)

窓口

本庁：

国保ねんきん課（1階⑦番）

☎ 33-4105

支所：地域振興課

国民年金・厚生年金を受給していた方

主な手続き：未支給年金請求

必要なもの

- ・亡くなられた方の年金証書
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・請求者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご案内いたします。

窓口

本庁：

国保ねんきん課（1階⑦番）

☎ 33-4105

支所：地域振興課

国民年金に加入中の方（国民年金を受給される前に亡くなられた方）

主な手続き：遺族基礎年金請求
死亡一時金請求
寡婦年金請求

必要なもの

- ・亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
（年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書）
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの
（預貯金通帳またはキャッシュカード）
- ・請求者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご案内いたします。

窓口

本庁：
国保ねんきん課（1階⑦番）
☎ 33-4105

支所：
地域振興課

厚生年金を受給していた方

主な手続き：遺族厚生年金請求（※手続きの案内のみ）

必要なもの

※年金事務所は予約制となっております。事前にお電話等で予約のうえ、来訪してください。

※代理の方が手続きを行う場合は、本人からの委任状が必要となります。委任状は、市役所国保ねんきん課または日本年金機構のホームページで配布しています。

窓口

八代年金事務所
☎ 35-6123

〒866-0831
八代市萩原町二丁目 11-41

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

農業者年金

農業者年金を受給していた方 農業者年金に加入していた方

主な手続き：死亡届
未支給年金請求
死亡一時金の請求

必要なもの

下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは窓口へご相談ください。

- ・亡くなられた方の農業者年金証書、まだ農業者年金の受給をされていない方は、農業者年金被保険者証
- ・亡くなられた日が確認できる戸籍謄本等
(未支給年金、死亡一時金がある場合)
- ・亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等
- ・請求者となる方の振込先の預貯金通帳
- ・請求者となる方の印鑑

窓口

本庁：
農業委員会事務局（4階）
☎ 33-6342
※手続きは、JA やつしろ
各支所

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

国民健康保険に加入していた方、または、世帯内に国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方

主な手続き：資格確認書及び各種認定証返還

葬祭費支給申請

送付先申請

世帯主の場合世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更

国民健康保険税の精算

必要なもの

【国民健康保険に加入していた方の場合】

- ・亡くなられた方の資格確認書
- ・亡くなられた方の各種認定証
- ・喪主の方の印鑑
- ・手続きする方の印鑑
- ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・葬祭費の振込先口座がわかるもの
（喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード）
- ・葬祭を行ったことまたは喪主が確認できるもの
（埋火葬許可証、葬祭の領収書、会葬礼状等）

【世帯内に国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方の場合】

- ・その世帯の加入者の資格確認書
- ・その世帯の加入者の各種認定証
- ・手続きする方の印鑑
- ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
（預貯金通帳またはキャッシュカード）

【高額療養費に関して簡素化（振込口座登録）を行っている世帯主の方の場合】

- ・新世帯主の振込先口座がわかるもの
（新世帯主以外の口座を登録する場合は新世帯主の委任状が必要）
- ・新世帯主の印鑑（認印でも可）

窓口

本庁：

国保ねんきん課（1階⑦番）

☎ 33-4113

支所：地域振興課

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険に加入していた方

主な手続き：資格確認書及び各種認定証の返還
葬祭費支給申請
保険料に関する相続人代表届
高額療養費等の振込口座の変更

必要なもの

- ・亡くなられた方の資格確認書
- ・亡くなられた方の各種認定証
- ・葬祭費の振込先口座がわかるもの
(喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・葬祭を行ったことまたは喪主が確認できるもの
(埋火葬許可証、葬祭の領収書、会葬礼状等)
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄がわかる戸籍謄本
(抄本)が必要となる場合があります。

窓口

本庁：
国保ねんきん課(1階⑦番)
☎ 33-4490
支所：地域振興課

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

65歳以上の方、40歳から64歳で要介護等認定を受けていた方

主な手続き：介護保険被保険者証等の返還

保険料に関する相続人代表届（65歳以上の方）

高額介護サービス費支給申請（該当の方）

要介護等認定申請の取下げ（該当の方）

必要なもの

- ・亡くなられた方の介護保険被保険者証
- ・亡くなられた方の介護保険負担割合証（該当の方）
- ・亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（該当の方）
- ・未利用の介護用品購入費支給券（該当の方）
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード）
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・手続きをする方の本人確認ができるもの及び印鑑
- ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄がわかる戸籍謄本（抄本）が必要となる場合があります。

窓口

本庁：

介護保険課（1階④番）

☎ 32-1175

支所：地域振興課

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

緊急通報・配食サービス

緊急通報装置の貸与があった方 配食サービスの利用があった方

主な手続き：緊急通報装置の撤去・返還
配食サービスの廃止

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

高齢者支援課（1階③番）
☎ 33-4436

障がい者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方

主な手続き：手帳返還

必要なもの

・亡くなられた方の手帳

窓口

本庁：
障がい者支援課（1階②番）
☎ 33-5110
支所：地域振興課

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給していた方

主な手続き：死亡届
未支払請求または口座振替支払申込

必要なもの

・相続人代表となる方の預貯金通帳
・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄がわかる戸籍謄本（抄本）が必要となる場合があります。

窓口

本庁：
障がい者支援課（1階②番）
☎ 33-5110
支所：地域振興課

特別児童扶養手当を受給していた方

主な手続き：資格喪失認定請求
未支払手当請求

必要なもの

【資格喪失認定請求の場合】

- ・特別児童扶養手当証書
- ・新たに受給者（保護者）となる方の預貯金通帳
- ・新たに受給者（保護者）となる方と受給対象障がい児の続柄がわかる戸籍謄本及び住民票謄本

【未支払手当請求の場合】

- ・受給対象障がい児の印鑑・受給対象障がい児の預貯金通帳

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110
支所：地域振興課

特別児童扶養手当支給対象児童の方

主な手続き：資格喪失届または額改定届（減額）

必要なもの

- ・特別児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当受給者の印鑑

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110
支所：地域振興課

障害福祉サービス・児童通所サービスを利用していた方

主な手続き：受給者証返還届出

必要なもの

- ・受給者証

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110
支所：地域振興課

障がい者

緊急通報装置の貸与があった方

主な手続き：緊急通報装置の撤去・返還

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)

☎ 33-5110

支所：地域振興課

NHK放送受信料免除を利用していた方

主な手続き：NHK 放送受信料免除事由消滅届等

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)

☎ 33-5110

支所：地域振興課

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

軽自動車税（種別割）

原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、フォークリフト等）を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・ナンバープレート（廃車の場合）
- ・車体番号がわかるもの（自賠責証書等）
- ・届出される方の身分証

※廃車の際、（盗難、紛失等で）ナンバープレートがない場合は、窓口にてご相談ください。

※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。
名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

窓口

本庁：
市民税課（2階^⑬番）
☎ 33-4107

支所：地域振興課
日奈久出張所

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

軽二輪、小型二輪を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・熊本運輸支局にお問い合わせください。

窓口

熊本運輸局
☎ 050-5540-2086

三輪、四輪の軽自動車を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・軽自動車検査協会熊本事務所にお問い合わせください。

窓口

軽自動車検査協会
熊本事務所
☎ 050-3816-1758

固定資産税

固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちだった方

主な手続き：相続人代表者指定・変更

必要なもの

- ・相続人代表者となる方の印鑑
(相続人が複数人の場合、手続きの説明をさせていただきます)

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方

主な手続き：共有代表者の変更

必要なもの

「共有資産に係る代表者変更届」にて届出をしていただきます。

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

未登記家屋をお持ちだった方

主な手続き：未登記家屋の名義変更

必要なもの

- ・登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有権移転の手続きが必要ですので、「課税台帳名義人変更届」にて届出をしていただきます。
- ・添付書類は、法務局において登記を行う際に必要となる書類に準じます（内容を確認後、原本はお返しします。）。
・新名義人となる方の実印、印鑑登録証明書（写可）

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

納税管理人になっていた方

主な手続き：納税管理人の変更・廃止

必要なもの

「納税管理人申告書」にて届出をしていただきます（新たに納税管理人となる方の自署が必要です。）。

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

納税

納税していた方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者）

主な手続き：今後の納税に関する手続き・納付について
（口座振替の変更または廃止等）

必要なもの

- ・亡くなられた方の納税通知書や領収書
- ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）

【引き続き口座振替の手続きをされる方】

- ・亡くなられた方の納税通知書、新たに口座振替を申込される方の通帳・通帳印をお持ちになり、取り扱い金融機関でお申込みください。

窓口

本庁：納税課（1階⑧番）
☎ 33-4109
支所：地域振興課

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

上水道

上水道を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、支払方法の変更、閉栓

必要なもの

お客様サービスセンターに連絡し、手続きを行ってください。

窓口

上下水道お客様センター
(2階)

☎ 32-7194

市役所での主な手続き

簡易水道

簡易水道を利用していた方

主な手続き：使用人名義の変更、支払方法の変更、閉栓

必要なもの

水道局または坂本支所、東陽支所、泉支所の地域振興課に
連絡し、手続きを行ってください。

窓口

水道局 (5階)

☎ 33-1868

坂本支所 地域振興課

☎ 45-2212

東陽支所 地域振興課

☎ 65-2113

泉支所 地域振興課

☎ 67-2113

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

MEMO

下水道

下水道を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、使用人数の変更、支払方法の変更・休止

必要なもの

・新たな使用者（お名前）、使用人数等を窓口へご連絡ください。
※今後も利用状況に変更が生じた場合は、速やかに窓口へご連絡ください。

窓口

上下水道お客様センター
（2階）
☎ 62-9888

浄化槽・農業集落排水

東陽町、泉町で浄化槽・農業集落排水を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、使用人数の変更、支払方法の変更・休止

必要なもの

・新たな使用者（お名前）、使用人数等を窓口へご連絡ください。
※今後も利用状況に変更が生じた場合は、速やかに窓口へご連絡ください。

窓口

上下水道お客様センター
（2階）
☎ 62-9888

東陽支所
☎ 65-2111

泉支所
☎ 67-2113

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

市営住宅

入居名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望される同居親族

主な手続き：入居承継承認申請

必要なもの

引き続き入居される場合は、承継条件を満たす必要があります。
※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）
☎ 33-4122
支所：産業建設課

入居名義人が亡くなり、市営住宅を退居される方

主な手続き：市営住宅明渡

必要なもの

退居の際は、家財等の撤去・清掃等原状回復を行ったうえで、退居検査を受ける必要があります。
※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）
☎ 33-4122
支所：産業建設課

同居親族が亡くなられた入居名義人

主な手続き：申告票（兼同居異動届）

必要なもの

・市民課で発行されるガイドメッセージの写し
※同居親族が亡くなられたことに伴い、家賃が変動する可能性があります。
※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）
☎ 33-4122
支所：産業建設課

MEMO

空き家

家の所有者が亡くなり、空き家を有効活用したい方

主な手続き：空き家バンクへの登録

必要なもの

今後、居住する予定の無い空き家について、空き家バンク登録申込の相談を受け付けております。

空き家バンクに登録されると、家財道具等の撤去費用や補修・リフォーム等の補助制度があります。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

家の所有者が亡くなり、老朽化した危険空き家を解体したい方

主な手続き：老朽危険空き家等事前調査申込

必要なもの

老朽化した危険な空き家について相談を受け付けております。

要件に該当した場合は解体費用の一部を補助します。ただし、補助件数については限りがあります。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

農地

農地を相続された方

主な手続き：農地法第3条の3の規定による届出

必要なもの

農地を相続し、相続登記が完了したときは農業委員会への届出が必要です。

・届出人の印鑑

窓口

本庁：

農業委員会事務局（4階）

☎ 33-6342

支所：産業建設課

森林

森林を相続された方

主な手続き：森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

必要なもの

所有者変更手続きが必要です。

※窓口へお問い合わせください（その土地の位置を示す地図、登記事項証明書等が必要になります。）。

窓口

本庁：水産林務課（4階）

☎ 33-4119

支所：産業建設課

犬

犬を所有していた方

主な手続き：所有者の変更

必要なもの

窓口へお問い合わせください。

窓口

環境課

（エコイトやつしろ管理棟1階）

☎ 33-4114

支所：地域振興課

MEMO

八代市営墓地

八代市営墓地（上片・鏡・東陽）を使用していた方

主な手続き：承継の申請（または返還届）・焼骨埋蔵等届

必要なもの

該当する墓地によって手続き場所が異なります。
各所へお問い合わせください。

窓口

上片墓園
環境課
☎ 33-4114

鏡墓苑
鏡支所地域振興課
☎ 52-1115

東陽墓苑
東陽支所地域振興課
☎ 65-2111

児童手当

対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給事由消滅届または額改定認定請求

必要なもの

窓口

本庁：
こども家庭支援課
(2階 ⑪番)
☎ 37-6800

支所：地域振興課

受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：未支払請求認定請求

必要なもの

- ・新たに受給者（保護者）となる方の健康保険証等（※必要な方のみ）
- ・児童及び新たに受給者（保護者）となる方の通帳またはキャッシュカード

窓口

本庁：
こども家庭支援課
(2階 ⑪番)
☎ 37-6800

支所：地域振興課

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

こども医療費助成

対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格証の返還

必要なもの

- ・こども医療費受給資格証

窓口

本庁：
こども家庭支援課
(2階 ⑪番)
☎ 37-6800
支所：地域振興課

受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給者の変更

必要なもの

- ・こども医療費受給資格証
- ・児童の医療保険の加入関係の確認書類
- ・新たに受給者（保護者）となる方の通帳またはキャッシュカード

窓口

本庁：
こども家庭支援課
(2階 ⑪番)
☎ 37-6800
支所：地域振興課

ひとり親家庭

児童扶養手当の対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：資格喪失または額改定認定請求

必要なもの

- ・児童扶養手当証書

窓口

本庁：
こども家庭支援課
(2階 ⑪番)
☎ 37-6800
支所：地域振興課

児童扶養手当を受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：死亡届兼未支払手当請求

必要なもの

- ・児童（または新たに受給者（保護者）となる方）の通帳またはキャッシュカード
 - ・児童扶養手当証書
- ※新たに受給者（保護者等）となられる方に、手続き等を窓口にてご説明します。

窓口

本庁：
こども家庭支援課
（2階⑪番）
☎ 37-6800
支所：地域振興課

ひとり親家庭医療費助成の対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格変更または受給資格喪失

必要なもの

- ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証

窓口

本庁：
こども家庭支援課
（2階⑪番）
☎ 37-6800
支所：地域振興課

ひとり親家庭医療費助成を受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格喪失

必要なもの

- ・児童（または新たに受給者（保護者）となる方）の通帳またはキャッシュカード
 - ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証
- ※新たに受給者（保護者等）となられる方に、手続き等を窓口にてご説明します。

窓口

本庁：
こども家庭支援課
（2階⑪番）
☎ 37-6800
支所：地域振興課

保育園

保育園を利用していた児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：退所願

必要なもの

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

保護者がお亡くなりになり、児童が保育園を退園する場合

主な手続き：退所願

必要なもの

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

亡くなられた方が個人事業主もしくは法人等に雇用されていた

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

| 項目 | 期 日 | 備 考 |
|----------------|------|--|
| 死亡退職届の提出 | 速やかに | 故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。 |
| 身分証明書(社員証等)の返却 | | 健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。 |
| 国民健康保険等への加入 | | 被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 |
| 最終給与、退職金等の請求 | | 預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。 |
| 埋葬料の請求 | 2年以内 | 協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。 |
| 遺族厚生年金の請求 | 5年以内 | <p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p> |

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

| 項目 | 期日 | 備考 |
|----------------------|---------------------------|-------------------------|
| 個人事業者の死亡届出書 | 速やかに | 税務署に提出します。 |
| 事業廃止届出書 | | |
| 個人事業の開業・廃業等届出書 | 1ヶ月以内 | 八代税務署 ☎ 0965-32-3141 |
| 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 | | |
| 所得税の青色申告の取りやめ届出書 | 青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで | |

MEMO

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

| 該当事項 | <input checked="" type="checkbox"/> | 主な手続き | 問い合わせ先 |
|--------|-------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 運転免許証 | <input type="checkbox"/> | 返納 | 熊本県内各警察署または 運転免許センター |
| 普通自動車 | <input type="checkbox"/> | 税金に関する手続き | 熊本県自動車税事務所 ☎ 096-368-4020 |
| | <input type="checkbox"/> | 名義変更・廃車等 | 九州運輸局 熊本運輸支局 ☎ 050-5540-2086 |
| 国税 | <input type="checkbox"/> | 相続税の手続き | 八代税務署 ☎ 32-3141 |
| | <input type="checkbox"/> | 所得税・消費税申告等 | |
| 厚生年金 | <input type="checkbox"/> | 年金に関する手続き | 八代年金事務所 ☎ 35-6123 |
| 共済年金 | <input type="checkbox"/> | | 各共済組合 |
| 企業年金 | <input type="checkbox"/> | | 各企業年金 |
| 恩給 | <input type="checkbox"/> | 恩給に関する手続き | 総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400 |
| 不動産登記 | <input type="checkbox"/> | 土地・家屋等所有者の 移転(相続)登記等 | 熊本地方法務局 八代支局 ☎ 32-2654 (自動音声) |
| 遺言書 | <input type="checkbox"/> | 遺言書の検認・開封 | 熊本家庭裁判所 八代支部 ☎ 32-2175 |
| 相続放棄 | <input type="checkbox"/> | 相続の放棄等 | |
| 生命保険等 | <input type="checkbox"/> | 死亡保険金の請求・入院 給付金の請求等 | 各生命保険会社 |
| 預貯金口座等 | <input type="checkbox"/> | 口座凍結の解除の手続き | 各金融機関等 |

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

| 該当事項 | ☑ | 主な手続き | 問い合わせ先 |
|-------------|--------------------------|-------------------|--|
| 株式等 | <input type="checkbox"/> | 名義変更 | 証券会社等 |
| 国債 | <input type="checkbox"/> | 記名変更・償還金受領 | 償還金支払い場所または証券保険証書に記載の郵便局 |
| クレジットカード | <input type="checkbox"/> | 解約 | 各契約会社 |
| 固定電話・携帯電話 | <input type="checkbox"/> | 契約承継・解約 | 各電話・携帯電話契約会社 |
| 電気・ガス料金等 | <input type="checkbox"/> | 名義変更・解約 | 各契約会社 |
| インターネット | <input type="checkbox"/> | 名義変更・解約 | 各契約会社 |
| NHK受信料 | <input type="checkbox"/> | 名義変更・解約減免取りやめ | NHKふれあいセンター（営業） ☎ 0120-151515 |
| ケーブルテレビ | <input type="checkbox"/> | 名義変更・解約 | テレビやつしろ（株） ☎ 30-7171 |
| 社会福祉協議会への寄付 | <input type="checkbox"/> | 社会福祉協議会への寄付（香典返し） | 八代市社会福祉協議会 本所 ☎ 62-8228 〒866-0861 八代市本町一丁目9番14号 八代市社会福祉協議会 坂本支所 ☎ 45-4575 八代市社会福祉協議会 千丁支所 ☎ 37-8801 八代市社会福祉協議会 鏡支所 ☎ 52-0677 八代市社会福祉協議会 東陽支所 ☎ 65-3777 八代市社会福祉協議会 泉支所 ☎ 67-2018 |

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

| <input checked="" type="checkbox"/> | 項目 | 期 日 | 備 考 |
|-------------------------------------|--------------------|--------|---|
| <input type="checkbox"/> | 相続人の調査・確定 | 速やかに | 相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書の探索 | | 自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書の検認 | | 法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。 |
| <input type="checkbox"/> | 相続財産の調査 | | 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 |
| <input type="checkbox"/> | 遺産分割協議 (協議書の作成) | | 共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。 |
| <input type="checkbox"/> | 相続放棄・限定承認 | 3ヶ月以内 | 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 所得税の準確定申告 | 4ヶ月以内 | 被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 |
| <input type="checkbox"/> | 相続税の申告・納付 | 10ヶ月以内 | 各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 |

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

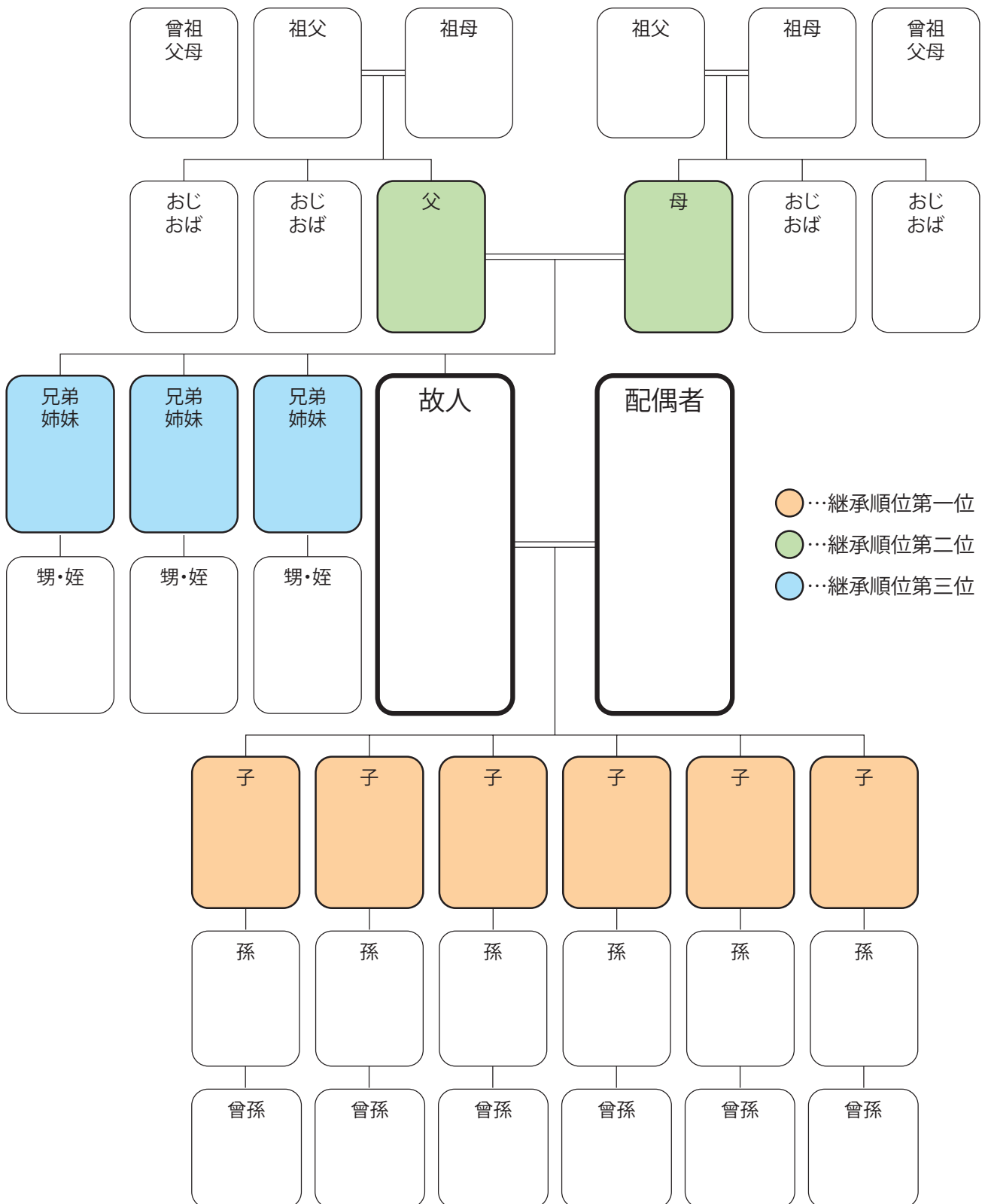
ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産について

| | | | | |
|-----------|--------|--------|-------|----|
| 不動産 | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 預貯金 | 金融機関名 | 支店名 | 金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| その他の資産 | 名称 | 内容 | 保管場所等 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 借入金・ローン | 借入先 | 金額 | 返済方法 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 生命保険・損害保険 | 保険会社 | 種類・内容 | 受取人 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 個人年金・企業年金 | 名称 | 番号・記号等 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| その他 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

未来につなぐ相続登記をしませんか？

相続登記が義務化されます！

- 所有者不明土地問題の解決に向けて民法、不動産登記法が改正され、**令和6年4月1日から**相続登記が義務化されます。
- 不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から**3年以内に相続登記**を申請しなければなりません（正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり。）。
- 相続登記せずにそのまま放置していると…
さらに相続が発生し、相続人が増え、権利関係が複雑になる。
相続人の調査に時間がかかり、手続費用が高額になる。
遺産分割に協力しない、又はできない相続人が出てくる。
不動産の処分（売買など）が難しくなる。
公的買収や災害復興の妨げとなる。

詳しくはこちら▶



相続登記に関する手続及び相談窓口

- 法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」
- 法務局ホームページ「不動産登記申請手続」
- 熊本地方法務局ホームページ「登記手続のご案内」（予約制）
- 熊本県司法書士会相続センター 共通予約電話番号 [096-372-2525](tel:096-372-2525)（初回相談無料）
相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

「法定相続情報証明制度」について

相続発生後、法務局や金融機関など多くの窓口で手続を行う際に、亡くなられた方等の戸除籍謄本等の提出を求められることがあります。

「法定相続情報証明制度」は、法務局に戸除籍謄本等と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を作成して提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するという制度です。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄抄本等の証明書の束を何組も取得する必要がなくなります。

詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください（手続案内は予約制です。）。

「熊本地方法務局ホームページ」もご覧ください。

*相続手続で必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先の各機関にご照会ください。

「自筆証書遺言書保管制度」について

令和2年7月10日から、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度が始まりました。



【自筆証書遺言書を自宅で保管する場合】

- 遺言書が紛失・亡失するおそれがある
- 相続人による廃棄、隠匿、改ざんのおそれがある
- これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある



【法務局で保管する利点・効果】

- 全国一律のサービスを提供できる
- プライバシーを確保できる
- 遺言書の紛失や隠匿等が防止できる
- 遺言書の存在の把握が容易
- 家庭裁判所での検認が不要

詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください（手続は予約制です。）。

「熊本法務局ホームページ」もご覧ください。

詳しくはこちら▶



証明書・戸籍謄抄本を取得される方へ

- ◆各種手続きには、市役所で発行できる証明書（住民票の写し、戸籍謄抄本、税に関する証明等）が必要になる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただき、どのような証明書が必要かを事前にご確認いただいたうえで市役所にお越しいただくと手続きが進みやすくなります。
- ◆戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので提出先にご確認ください。
- ◆相続人が各種証明書取得のために来庁ができない場合、委任状が必要となる場合があります。詳しくは八代市役所 市民課（証明書発行窓口 ☎ 0965-33-5114）へお問い合わせください。
※委任状は 35 ページに掲載しています。

住民票（除票）の写し

| ☑ | 必要なもの | 注意事項 |
|---|------------------------------|--|
| ☐ | 本人確認書類 （運転免許証等） 1通300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・相続の手続きにおいて、亡くなられた方の死亡年月日が載った住民票の写し（除票）や相続人の方の住民票が必要となることがあります。 ・住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、住民票コード、個人番号（マイナンバー）等の記載が必要かどうか、提出先にご確認のうえご請求ください。 ※亡くなられた方のマイナンバーを記載した住民票については、発行できません。 |

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

戸籍謄本・抄本等

| ☑ | 必要なもの | 注意事項 |
|---|--|--|
| ☐ | <p>本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等顔写真付きが望ましい)</p> <p>戸籍謄本 戸籍抄本 1通450円</p> <p>除籍謄本 除籍抄本 1通750円</p> <p>改製原戸籍謄本 改製原籍謄抄本 1通750円</p> | <p>・戸籍謄抄本等は、本籍地への請求もしくは広域交付をご利用ください。</p> <p>※令和6年3月1日より、他市町村に本籍がある人が、全国どこの市町村窓口からでも戸籍謄本、除籍謄本を交付請求できる広域交付制度がはじまりました。</p> <p>広域交付を請求できる人は、本人及びその配偶者、父母、祖父母等(直系尊属)、子・孫等(直系卑属)に限ります。</p> <p>また、請求の際は請求者の顔写真付き本人確認書類が必要です。</p> <p>・死亡届を提出されたら、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。</p> <p>・亡くなられた方の配偶者、直系尊属(両親・祖父母)または直系卑属(子・孫)以外の方からの請求の場合、委任状が必要です(目的によって不要な場合もあります)。個別に遺言書をお持ちである場合、または生命保険等の受取人に指定されている場合等、遺言書や生命保険証書等相続関係を確認できるものを提示してください。</p> <p>・どのような戸籍が必要かは、提出先にご確認のうえ、請求してください。コピー(複製)の提出が可能なところもあるようです。</p> <p>(例) 亡くなられた方の【出生から死亡までの一連の戸籍】 亡くなられた方の【結婚から死亡までの一連の戸籍】 亡くなられた方の【死亡年月日の載っている戸籍】 亡くなられた方と【相続人の関係がわかる改製原戸籍】 相続人の【現在の戸籍(全部事項証明書)】 等</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>戸籍は1通で生涯をすべてあらわしているものではなく、昔の戸籍は戸主(現在の筆頭者)が変わるたびに、また法改正のたびに戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。</p> </div> |

戸籍の附票

| <input checked="" type="checkbox"/> | 必要なもの | 注意事項 |
|-------------------------------------|------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 本人確認書類 (運転免許証等) 1通300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で記録していく住所履歴です。 ・戸籍の附票は本籍地へ請求してください。 ・請求の際は、誰のどの住所からどの住所までの附票が必要か示してください。 ※長年変えていない土地等の登記情報や、先代名義の車の登録抹消手続き等、昔の住所を記載した附票が必要になる場合があります。 |

死亡届の写し(届書等情報内容証明書)

| <input checked="" type="checkbox"/> | 必要なもの | 注意事項 |
|-------------------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> | 本人確認書類 (運転免許証等) 1通350円 提出先を確認するための資料(簡易保険証書・年金証書等) | <ul style="list-style-type: none"> ・郵便局の簡易保険の請求、公的年金(厚生年金、共済年金等)にかかる遺族年金請求等死亡届記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません(請求できる方も限られています)。 ・死亡届を提出した市区町村役場か本籍地の市区町村役場へお問い合わせください。 |

印鑑登録証明書

| <input checked="" type="checkbox"/> | 必要なもの | 注意事項 |
|-------------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | 本人確認書類 (運転免許証等) 印鑑登録証 または八代市証明書 交付カード(ガメさん カード) 1通300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。 ・相続手続きでは、相続人の印鑑登録証明書が必要なケースが多いです。 ・実印を登録している方は、印鑑登録証または八代市証明書交付カード(ガメさんカード)を窓口へ必ず提示してください。 ・印鑑登録証または八代市証明書交付カード(ガメさんカード)があれば、委任とみなしますので、代理人でも委任状なしで印鑑登録証明書の取得が可能です。 |

委任状（委任通知書）

委任をする人が全て（委任者・代理人・委任事項・使用目的）直筆で記入して下さい。

※鉛筆や消えるボールペンなどで記入された場合は受付できません。

（あて先）八代市長

令和 年 月 日

委任者（依頼をする人）

| | |
|--------------------|-------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 (平日昼間の連絡先) | |
| 生年月日 | 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 |

※法人の場合は法人の実印をお願いします。

私は、下記の者を代理人と定め、委任した証明書等の交付申請及び受領の権限を委任します。

代理人（窓口に来る人）

| | |
|------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | |

委任事項 委任する証明書等に○をつけ、枚数を記入してください

| 証明書等名 | 枚数 |
|---|----------|
| 住民票・記載事項証明 ※個人番号（必要・不要） <small>※個人番号（マイナンバー）入りの住民票は代理人へお渡しすることができません。 委任者へ直接郵送することとなります。</small> | 枚 |
| 戸籍謄抄本・戸籍の附票・身分証明書・その他 <small>〔 詳細 （記入例）〇〇の出生から死亡までの戸籍、〇〇の△△市□□町～現在までの附票など 〕</small> <small>※戸籍関係書類の発行には、本籍・筆頭者を正確に記入していただく必要があります。</small> | 枚 セット |
| 税証明（所得課税証明書・資産証明書・納税証明書） | 枚 |

使用目的 使用目的を記入してください（例）年金の手続き、相続の手続き

※窓口で来庁者の本人確認をいたします。代理人は本人確認書類（運転免許証や個人番号カードなど）を窓口で提示してください。

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

郵便での戸籍謄抄本等の請求方法

戸籍（除籍・改製原戸籍）謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地の市区町村から郵便で取り寄せることができます。

①【請求書】にご記入ください。

裏面の「戸籍関係書類請求書」に必要事項を記入してください。

※請求の理由はできるだけ詳しく記入してください。

（例）〇〇の死亡に伴う△△の手続きのため、〇〇が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍（除籍・改製原戸籍）が必要。

※戸籍の附票を請求する場合は、必要な住所を記入してください。

（例）〇〇の車を廃車するため、△△から□□までの住所のつながりが必要。

※請求される方と、戸籍等に記載されている方との続柄の確認を行います。

当市で続柄の確認ができない場合（当市に戸籍等がない方）は、続柄を証明するための戸籍等のコピーを添付してください。

②【手数料】は「定額小為替」でお願いします。（切手不可）

定額小為替は郵便局で購入できます。

※八代市への請求でオンライン決済された方は不要です。

※戸籍の附票、身分証明書等の手数料は、市区町村によって異なりますので、あらかじめ、お確かめください。

③【返信用の封筒】をご準備ください。

返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。なお、お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

④【本人確認書類の写し】を添付してください。

運転免許証・マイナンバーカード等の本人確認ができる書類のコピーを添付してください。

⑤【①②③④を同封】し、本籍地の市区町村の戸籍担当課にご請求ください。

【お願い】 郵送の場合は、配達日数と事務処理日数が必要です。
日数に余裕を持って請求してください。

庁舎内案内図 (1・2Fのみ抜粋)

市役所での主な手続き

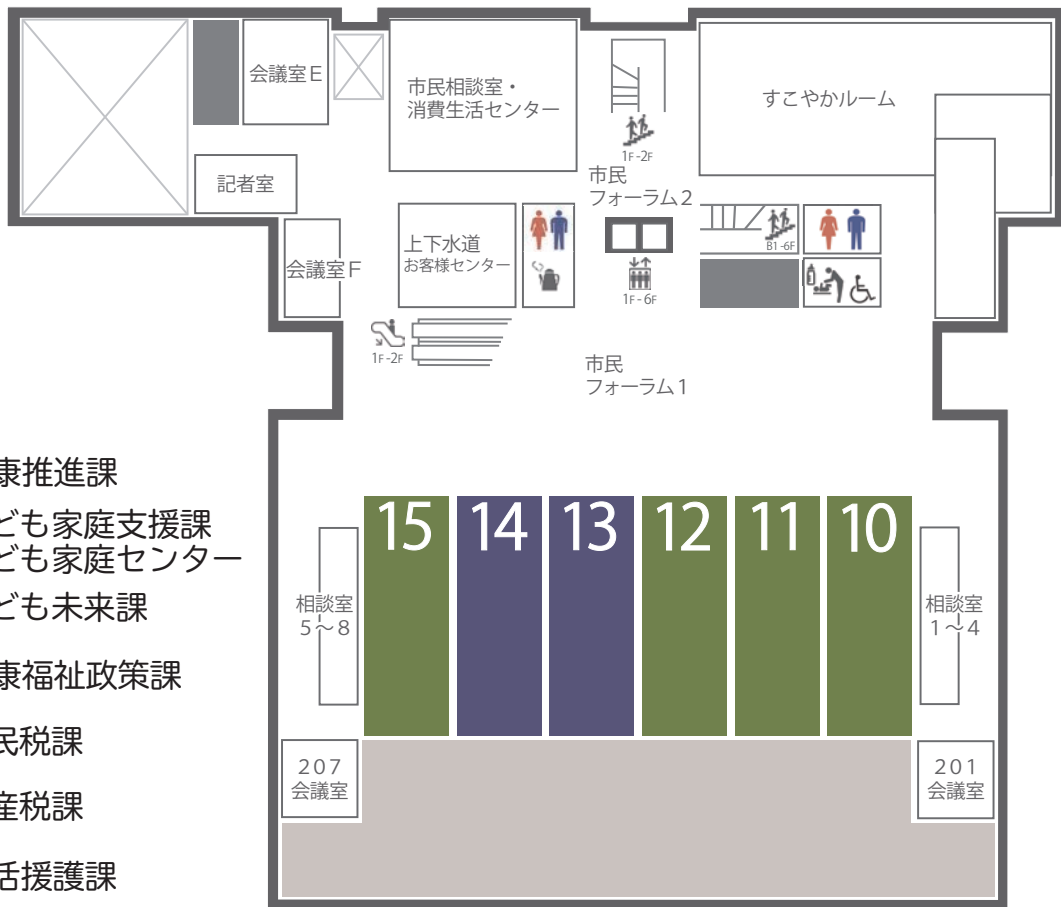
市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

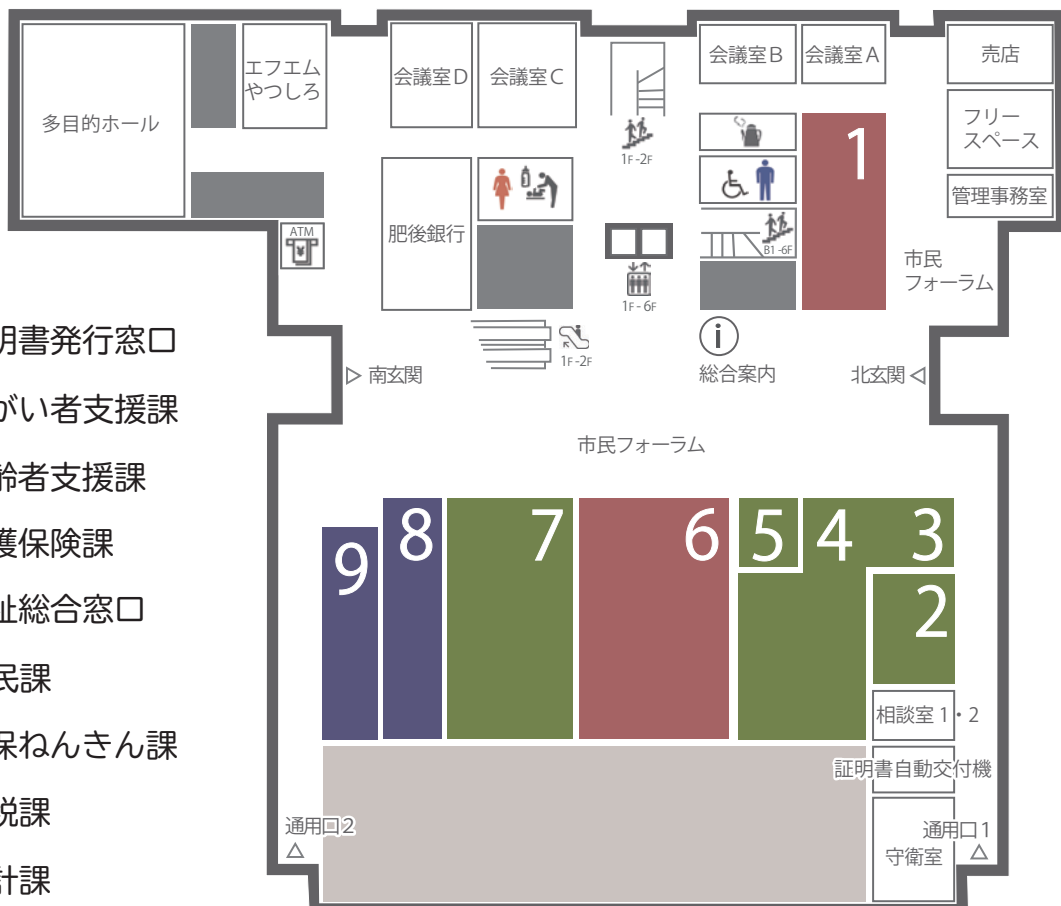
2F

- 10 健康推進課
- 11 子ども家庭支援課
子ども家庭センター
- 11 こども未来課
- 12 健康福祉政策課
- 13 市民税課
- 14 資産税課
- 15 生活援護課



1F

- 1 証明書発行窓口
- 2 障がい者支援課
- 3 高齢者支援課
- 4 介護保険課
- 5 福祉総合窓口
- 6 市民課
- 7 国保ねんきん課
- 8 納税課
- 9 会計課



各支所へのお問い合わせ

坂本支所

〒 869-6105
八代市坂本町坂本 1051-2

市民福祉係 ☎ 45-2212
建設係 ☎ 45-2290
農林水産係 ☎ 45-2363

東陽支所

〒 869-4301
八代市東陽町南 1105-1

市民福祉係 ☎ 65-2111
建設係 ☎ 65-2113
建設係 ☎ 65-2115
農林水産係 ☎ 65-2114

千丁支所

〒 869-4703
八代市千丁町新牟田 4228-12

市民サービス係 ☎ 46-1101
健康福祉係 ☎ 45-5183
建設係 ☎ 46-1104
農林水産係 ☎ 46-1102

泉支所

〒 869-4401
八代市泉町柿迫 3188-2

市民福祉係 ☎ 67-2113
建設係 ☎ 67-2176
農林水産係 ☎ 67-2112

鏡支所

〒 869-4292
八代市鏡町内田 453-1

市民サービス係 ☎ 52-1115
健康福祉係 ☎ 52-7836
建設係 ☎ 52-7820
農林水産係 ☎ 52-7820



MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

広告事業者一覧

終活全般 株式会社豊島

相続 弁護士法人Si-Law

介護・福祉 医療法人尚仁会 高田病院

不動産・空き家 株式会社鳶コーポレーション

相続 tsuji司法書士法人

相続 安土裕二郎税理士事務所
株式会社AZ資産対策研究所

終活全般 株式会社鎌倉新書

相続 株式会社インフォミックス
穴倉渉税理士事務所



ご葬儀後の返礼・引出物・香典返し 七七日忌(忌明)・その他初盆・年忌法要など

お気軽にご相談ください。贈答アドバイザーが承ります。

この度はお悔やみ申し上げます。
お世話になった方々への、感謝の気持ちをお届けするお手伝いをさせていただきます。

豊富な品揃え、展示の中からお選びいただけます。

..... 下記のサービス・商品以外のことでもお気軽にお問い合わせ下さい。

1 全国・九州送料無料
※送料無料表示商品に限ります。

2 "香典返し・七七日忌(忌明) 仏事"専用カタログなど 無料進呈
※お気軽にカタログ等資料請求お申し付けください。お電話、メール、公式LINE、FAX などでも承ります。

公式LINEからのお申し込み >>>



3 お礼状・奉書サービス
※ご利用方法の詳細は店頭でご確認ください。



<例>



専門アドバイザーが
ご相談賜ります。

*アムローズ オンラインショップ
<https://www.amrose.co.jp/>



*インスタグラム
<https://www.instagram.com/amrosegift/>



多彩な商品ラインナップ
カタログギフト各種

ご予算に合わせて
選べるカタログギフト
税込 3,080円～ 55,880円

各**13～15**コース

盆ちょうちん

※商品・サービス等予告なく変更となる場合もあります。

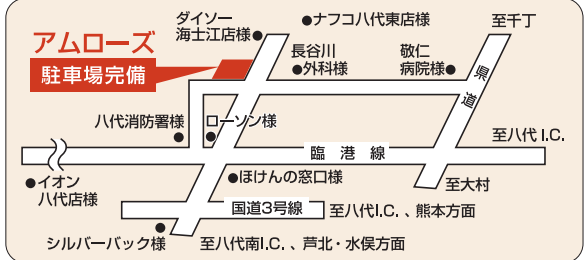
アムローズ海士江店 検索

プレゼント&ギフト専門店
ギフトのデパート

Department of the GIFT
AMROSE

アムローズ

八代市海士江町2953-3 営業時間/AM10:00～PM6:00
TEL.0965-32-5088 / FAX.0965-32-5286



運営：株式会社豊島

法務の専門家がトータルサポートします

相続の手続き

人生には様々な節目があり、いつかは誰もが大切な財産を次の世代へ引き継がなければなりません。
 しかし、相続手続きは複雑で、一人で全てを把握するのは難しいものです。
 相続は家族の絆を深め、円滑に遺産を承継する大切な機会です。
 手続きに不備があれば、かえって家族間に衝突が生じてしまう恐れもあります。

私たちは、皆様の事情に合わせて
 最適な相続対策をご提案いたします。

相続登記

相続登記によって相続人の
 正確な登録が行われます。
 遺産の取引や相続手続きにより
 法的な保護と公正性が
 確保されます。

相続調査

相続人と財産の全容を把握するため
 相続人調査と財産調査を行います。
 遺言書があればその内容を確認し
 ご要望に基づいて
 遺産分割の協議を進めます。

『新たに義務化された相続登記』

令和6年4月1日から、新たに相続登記が義務化されました。
 相続が発生した場合には、相続人が不動産の
 名義変更を行うことが法律で義務付けられました。

安心して未来を迎えるために、ぜひ一度ご相談ください。
 弁護士・司法書士・宅地建物取引士
 終活アドバイザーが親身にアドバイスいたします。

生前対策

財産管理や相続税対策など
 生前からの対策が
 ますます重要になっています。
 生前対策についても
 わかりやすくご説明いたします。

わかりやすく
 ご説明いたします。

遺言書って、
 むずかしい？

連絡先：0120-055-737
 担当者：西田・渡邊



弁護士・司法書士

弁護士法人Si-Law
 熊本県八代市西松江城町4番30号2階

代表 西田 幸広

熊本県弁護士会所属
 熊本県司法書士会所属
 熊本県社会保険労務士会所属

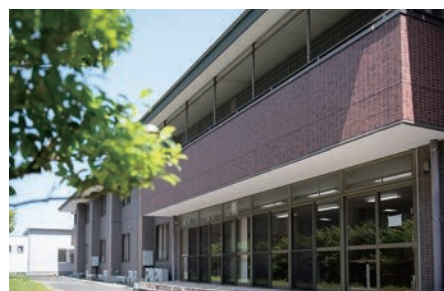
医療法人尚仁会



高田病院

地域に密着した 「総合精神科」を目指して。

身体合併症を伴う精神疾患にも対応。
介護度や病状に関わらず長期入院が可能です。



充実の看護体制

24時間体制
で看護

身体合併症
にも対応

入院期間の
制限なし

お気軽にご相談ください

医療法人尚仁会 高田病院

TEL. 0965-33-1191

電話受付 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

熊本県八代市豊原下町4001

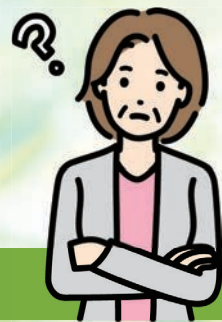
FAX: 0965-33-1193

Mail: contact@kouda-hospital.or.jp

URL: <https://kouda-hospital.or.jp/>



相続した不動産のことで、 お困りではありませんか？



こんなお悩み・お困り事はご相談ください。

- ✓ 相続した不動産を今売るといくら？貸すといくら？
- ✓ 貸したいけど、自分で管理は大変そう…。どこに頼めばいいの？
- ✓ 部屋の中の家具や荷物、撤去や処分はどこに頼めばいいの？
- ✓ 相続した不動産に雨漏りが…。修理やリフォームが必要かも？
- ✓ 空き家のままの実家…。固定資産税や修繕・管理費など、このまま支払い続けるのはもったいない気がする…。
- ✓ 実家を相続したけど、遠方に住んでいるから住まないし、すぐに現金化できたりするのかな？

当社にお任せください！

相談無料 秘密厳守 無料査定 スピード対応



人にやさしい街づくり お客さまの環境をトータルサポート

株式会社 島コーポレーション

☎ 0965-80-4159



営業時間 / 9:00 ~ 18:00 定休日 / 土日祝日 FAX / 0965-33-9285 Mail / info@shimacorp.jp
 熊本県八代市松江本町 7 番 25 号 <https://www.shimacorp.jp> 熊本県知事免許 (4) 第 4632 号

司法書士は町の法律家です

相続手続き

にお困りの方は私たちにお任せください

相続登記手続き

遺産整理業務

遺言書作成

生前贈与

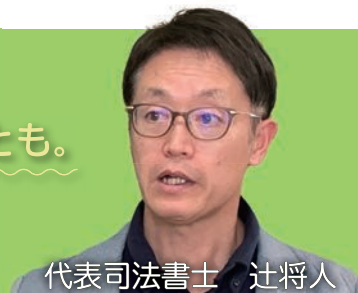
成年後見等申立



相談に関するお悩みは各ご家庭でさまざまです。

不動産の相続登記を放置すると、問題が発生することもある。

まずはお気軽にご相談ください



代表司法書士 辻将人

熊本県八代市田中西町 5-7-2

臨港線沿 田中町交番所隣り

tsuji 司法書士法人

☎ 0965-62-8586

営業時間：9:00～18:00

定休日：土日・祝日 ※日曜日、祝日、事前にご予約頂ければ相談に応じます。

<https://tsujioffice.com>



ご相談は初回無料です。

相続専門税理士

相続に関するご相談なら 安土税理士事務所へ

「相続専門税理士」とは、相続税申告や相続税対策を専門とする税理士です。
多くの税理士にとって、相続税申告は、
年に1度か2度あるかないかといった程度です。
相続専門税理士は、相続税申告に特化し、
年間20件以上の相続税申告に携わっています。



正確な手続き

相続税申告は複雑な
手続きであり、書類の
記入ミスが多発します。
相続専門税理士は慣
れており、**正確な申告
手続き**をします。



迅速な対応

相続専門税理士は**短期
間**で申告手続きを終え
ることができます。
申告期限までの猶予が
あまりない場合でも対応
します。




節税の アドバイス

相続税にはいろんな**特
例**や**控除**があります。
適切に活用することで
税金を節約できる可能
性があります。

初回相談無料・スピード対応

お電話でのお問い合わせはこちら

 **0965-33-1156**

※お気軽にお問い合わせください。

安土税理士事務所 (株)AZ資産対策研究所

八代市旭中央通16番地4(熊本銀行八代支店前)

FAX : 0965-65-6993

<http://azuchi.tkcnf.com>

営業時間 : 9時 ~ 17時 (土日祝日定休)



税理士
安土 裕二郎

相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、
何も手をつ
けられていない



家族がもめない
きちんとした
遺言書を書きたい…



山林や別荘、実家…
売れない、貸せない
不動産をどうにかしたい



安心して
親を任せられる
介護施設が
見つからない…



そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決！

実家のお墓を
墓じまいしたい…



相談は
無料

最適な
専門家を
紹介



何度でも
相談OK

スマホで
相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

あなたの街の相談所

こんなことで**お困り**ではないですか？

相続
手続き



相続の手続きは
何から始めたらいいんだろう…

だれに相談したらいいのかわからない…

相続税
申告



相続税の申告は必要なの？

相続税の税金はだれが
いくら払うの？

＼ あなたの「困った」をサポートいたします ／

初回相談無料。お気軽に下記までお問い合わせください。

☎ **0965-33-3521**

営業
時間

8:00～17:00
定休日：土日祝日



(株) インフォミックス
宍倉渉税理士事務所

〒866-0866 熊本県八代市鷹辻町5-25

🌐 <https://www.sisikura-oda.jp/>



発 行 八代市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 8 月